

5

スクール・セクハラが起きてしまったら

(1) 解決にあたっての基本的な心構えは

- ① 問題を軽く考えたり、先入観をもったりすることなく、被害者の救済を最優先に考える。
- ② 正確な情報収集と迅速かつ適切な対応により、被害を深刻化させたり、拡大させたりしないようにする。
- ③ 被害者の人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、知り得た秘密を守る。
- ④ 被害者が被害を訴えたために、不利益を受けることがないよう配慮する。

(2) 校長等管理職の役割と児童・生徒人権相談窓口の機能は

校長等管理職は、公正に対応し、良好な教育環境を回復するための適切な措置を講じなければなりません。

また、必要に応じて、被害者からだけでなく加害教職員や第三者からの事実確認や保護者への連絡を行わなければなりません。

児童・生徒人権相談窓口は、校長等管理職への報告を密に行うとともに、担当者間の連携・協力を図らなければなりません。

また、児童・生徒人権相談窓口が被害者から事実確認を行う場合には、次のことに留意する必要があります。

- ① 被害者と同性の者を含む複数の担当者で対応する。
- ② 適切な場所とゆとりをもった時間を確保し、被害者の話を誠実に丁寧に聞く。
- ③ 被害者が求めているのは今後の事態の抑制なのか、加害教職員からの謝罪なのか等、被害者の気持ちを把握する。
- ④ いつ、どこで、誰が何をしたのか具体的な行為を記録する。
ただし、被害が深刻な場合には、被害者が理路整然と訴えることができるとは限らないことを理解しておかなければならない。
- ⑤ 事実を知る第三者や、すでに相談した者の存在の有無を確認する。

なお、被害者の心のケアが必要な場合には、校内の児童・生徒人権相談窓口のみで対応するのではなく、総合教育センター等の外部機関の専門相談員との連携を図ることも必要です。

(3) 二次被害の防止を

一般的に、性暴力被害には次のような「二次被害」の問題が指摘されています※。

- ① 事実確認の過程で無視、無理解、批判、非難などを受けて精神的打撃を受ける。
- ② 加害者の行動より被害者の行動が問題視される。
- ③ 事実と直接関係のないプライバシーが詮索されたり暴露されたりする。

例えば、学校におけるセクシュアル・ハラスメントについても、被害者が周囲から「なぜそんなに騒ぐのか」と批判されたり、「あの人はセクハラ相談をしたらしい」「あんなところへ行った被害者の方にも問題がある」等の噂を立てられることが二次被害として考えられます。

これらの二次被害を防ぐためには、秘密保持と被害者の人権救済を最優先に考えることが必要です。

※ 「セクシュアル・ハラスメント調査研究報告書」平成10年3月 神奈川県立かながわ女性センター より

(4) 県教育委員会等における相談体制は

県立学校のスクール・セクハラ相談を受けるための専用相談窓口を設置しました。相談内容に応じて学校に連絡することや、専門家の対応が必要な場合には、臨床心理士を紹介するなどの対応をします。

また、総合教育センターにおいても、相談・意見を受け付けます。

県教育委員会 スクール・セクハラ専用相談窓口	045-210-8041
総合教育センター(亀井野庁舎) 総合教育相談	0466-81-0185

その他、児童・生徒や関係者が、次のような国及び県機関、NPO法人等を利用することも可能です。

かながわ女性センター セクシュアル・ハラスメント相談	0466-28-2367
神奈川県警察少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー	045-641-0045
(フリーダイヤル)	0120-45-7867
横浜地方法務局 子どもの人権110番 (フリーダイヤル)	0120-007-110
横浜弁護士会 総合法律相談センター 子どもの人権相談	045-211-7700
スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク	
スクール・セクシュアル・ハラスメント電話相談	03-5328-3260